

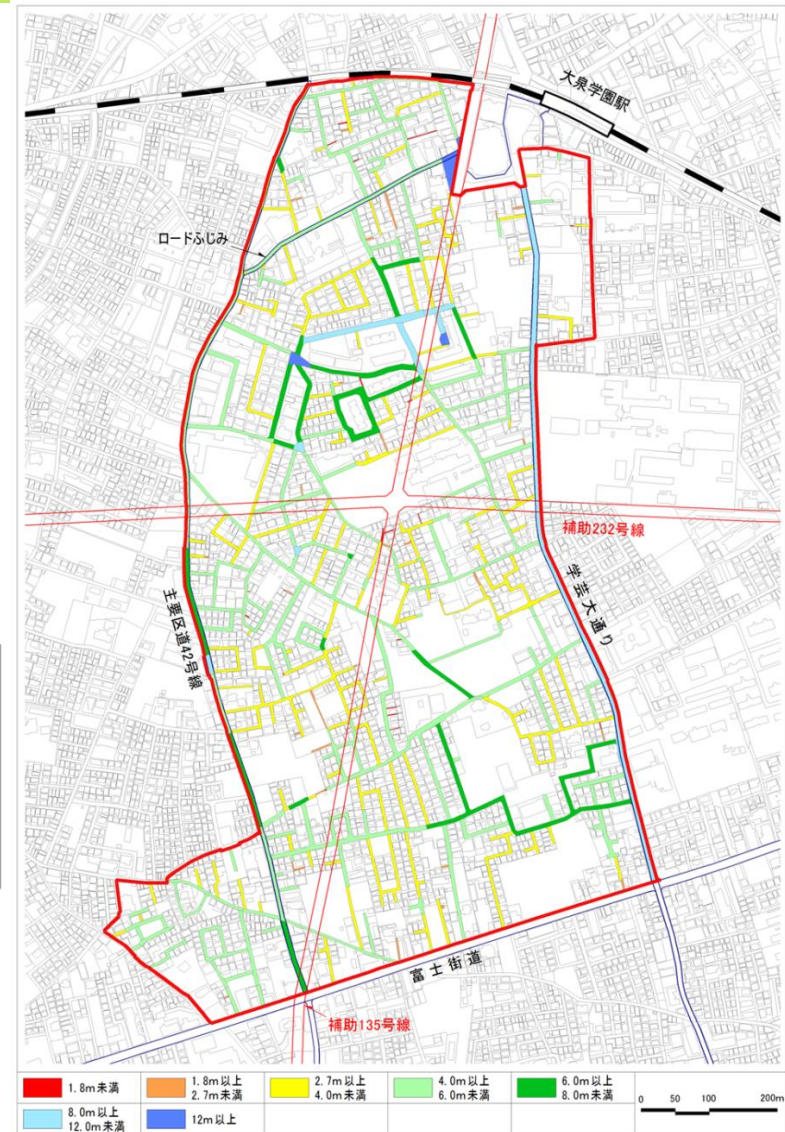
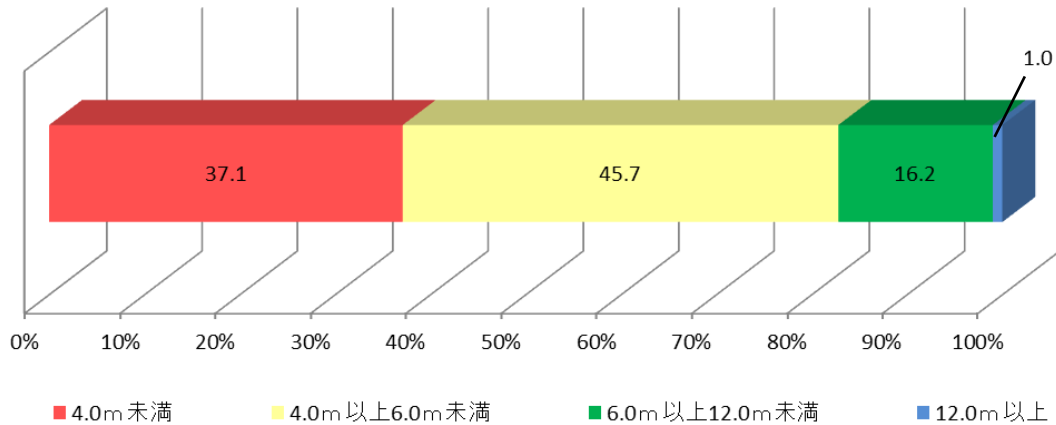
地域の現状について(災害時の対応、防災)

第3回 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および
都市計画道路の整備に関する有識者委員会

1 道路現況〔第2回資料再掲〕

大泉学園駅南側地区の道路の現況は、全体の約83%が幅員6m未満の道路となっています。
また、4m未満の道路は全体の約37%となっています。

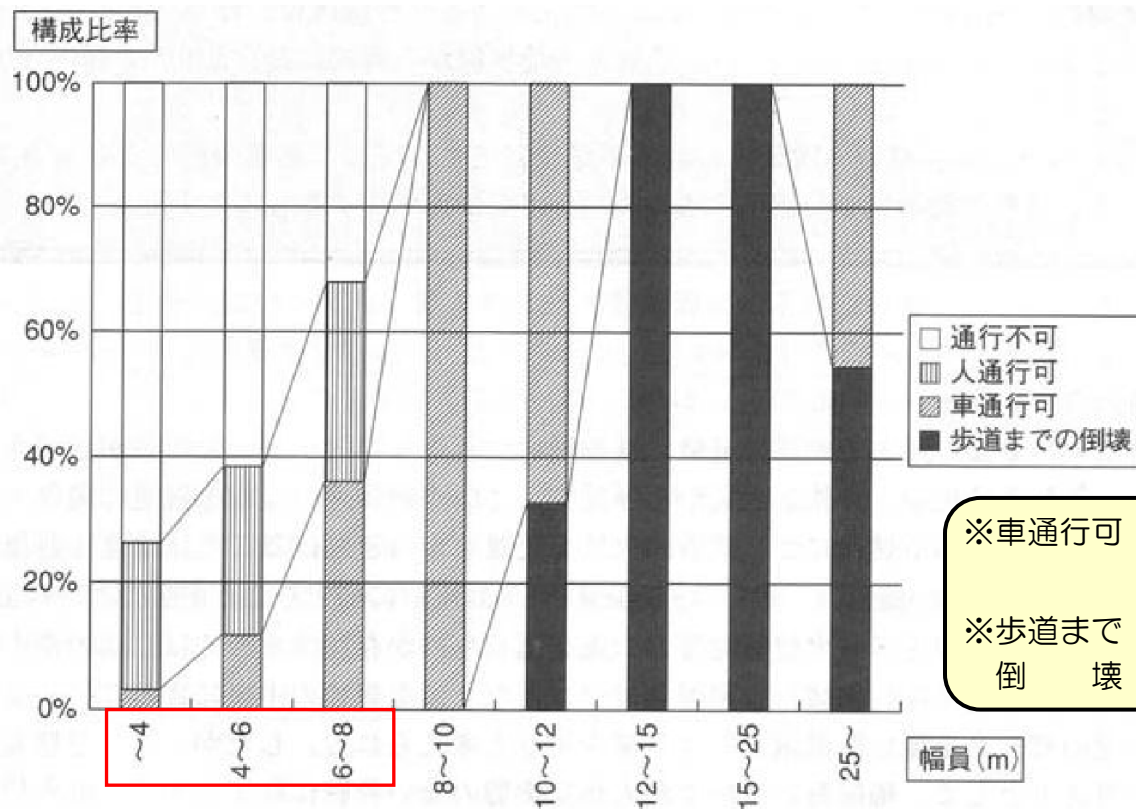
道路幅員区分		延長(m)	割合(%)	
4.0m未満	1.8m未満	252	1.1	37.1
	1.8m以上2.7m未満	531	2.3	
	2.7m以上4.0m未満	7,937	33.7	
4.0m以上6.0m未満		10,773	45.7	45.7
6.0m以上12.0m未満	6.0m以上8.0m未満	2,278	9.7	16.2
	8.0m以上12.0m未満	1,530	6.5	
12.0m以上		229	1.0	1.0
計		23,530	100.0	



2 道路幅員と道路閉塞の関係

阪神・淡路大震災における道路幅員と道路閉塞の関係

阪神・淡路大震災では、幅員4m未満の道路の約7割、幅員4～6mの道路の約6割、幅員6～8mの道路の約3割が建物等の倒壊に伴い、道路閉塞され、歩行者も通行できなくなりました。（図中通行不可部分）



■出典：東京都HP（財団法人地震予知総合研究振興会資料）

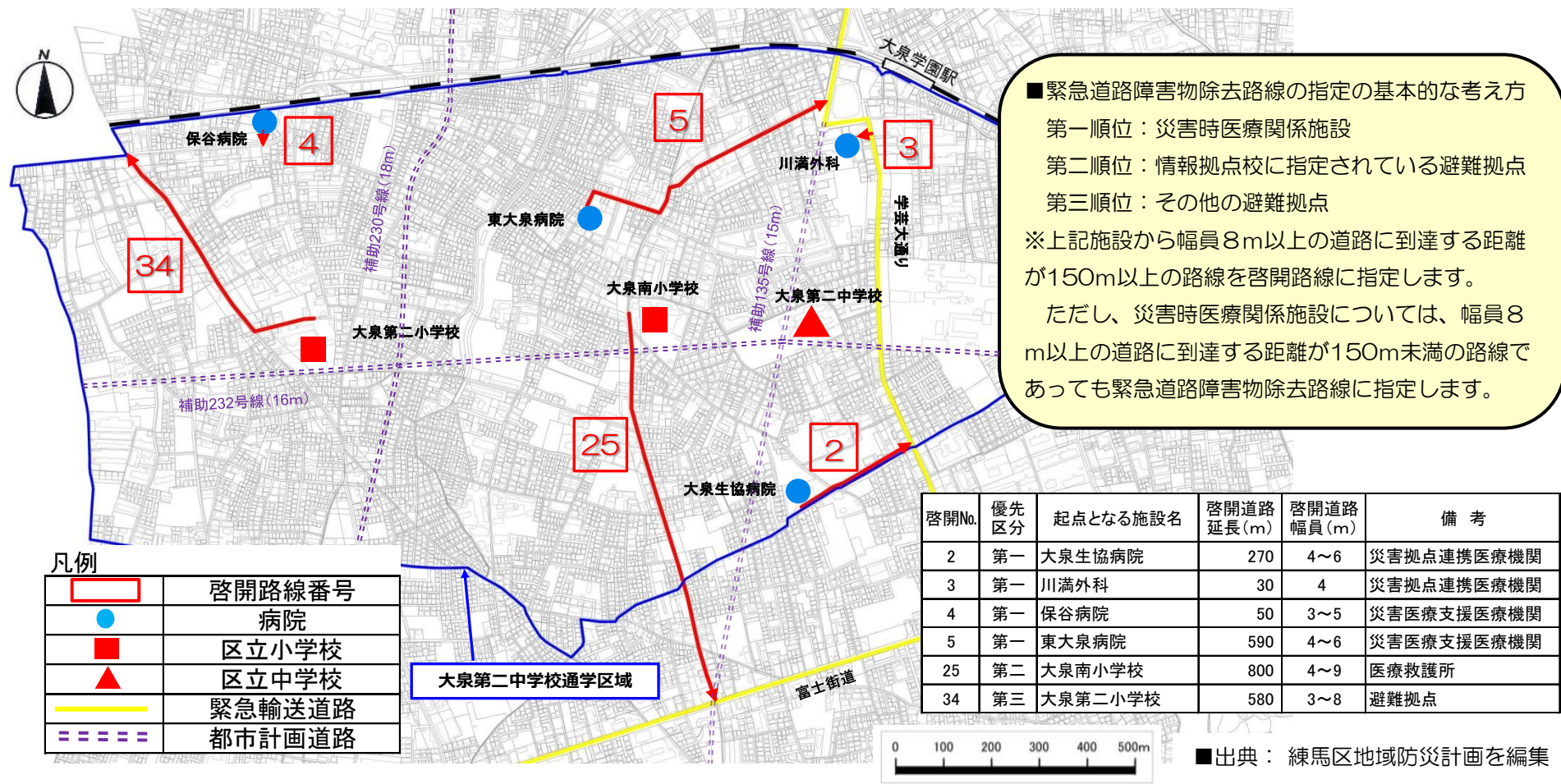
※車通行可：車道（車道、歩道の区別がない場合も含む）上に倒壊建築物があるが通行可能なもの
※歩道まで：歩道上に倒壊建築物があるが、それが車道まで倒壊は及んでいないもの

■出典：都市防災実務ハンドブック編集委員会（2005）『震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引』

3 道路啓開

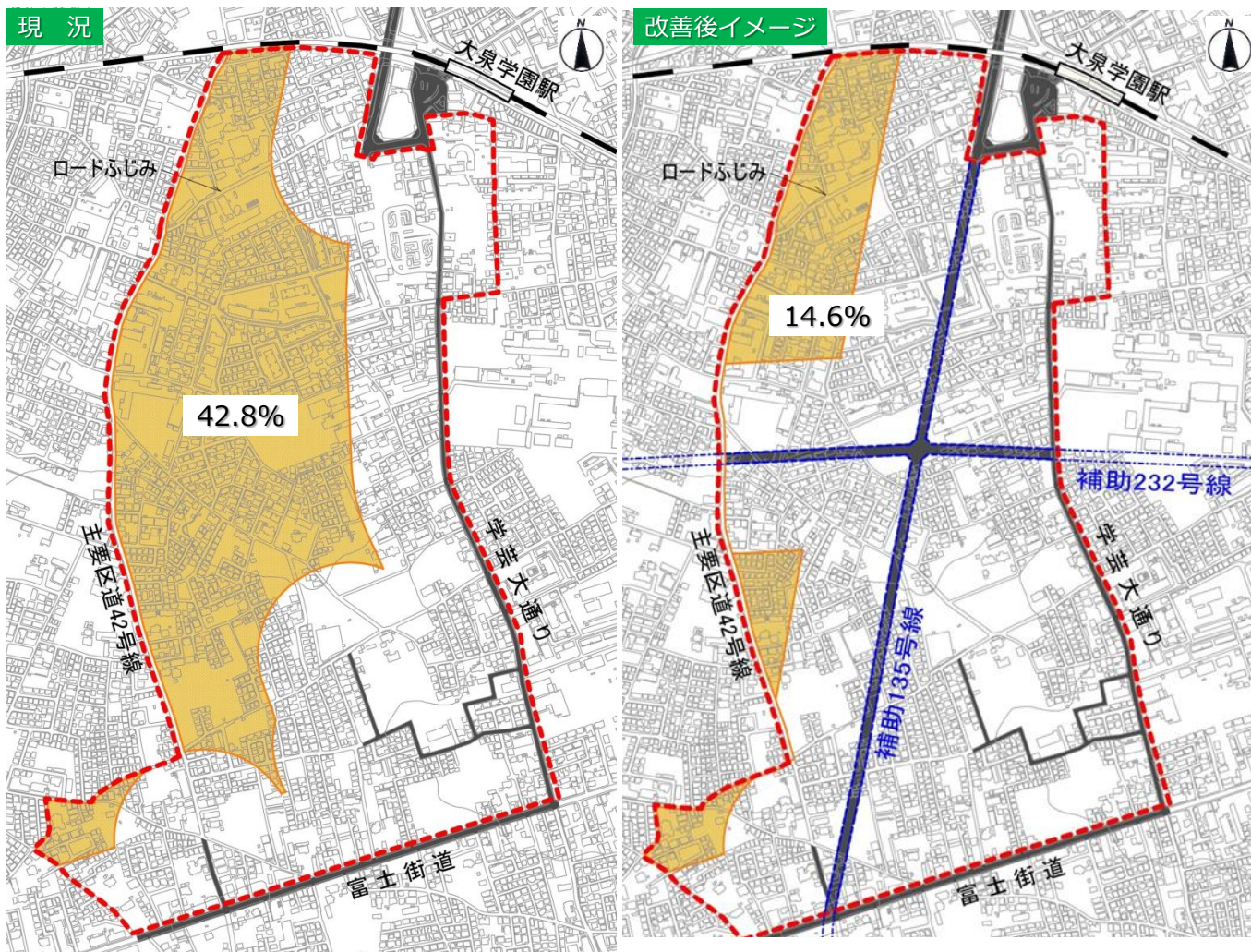
道路啓開の基本的な考え方

道路啓開は、緊急車両等の通行のために、早急に最低限のがれきり処理し、簡易な段差修正により救援ルートを確認することを目的とします。特に大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に緊急ルートを確保する啓開が重要です。



4 消防活動困難区域

消防活動困難区域とは、震災時に放置された自動車や倒壊した建物等の影響を考慮して通行可能とされる幅員6m以上の連続した道路から消防ホースの有効距離の長さである半径140m以遠の区域をいいます。



図のとおり、補助135号線および232号線の整備により、消防活動困難区域の改善が期待されます。

凡 例	
	道路(幅員6m以上)
	消防活動困難区域

■ 出典：練馬区都市整備部資料を編集

5 避難拠点等

■避難拠点

練馬区立の小・中学校、99校です。阪神・淡路大震災の被害や、避難の状況から、練馬区で独自に定めたものです。避難所としての機能のほかに、区の防災活動の拠点としての機能も持っています。

●練馬区では特定の避難拠点を次のように指定しています。

「情報拠点」・・・避難拠点や地域の情報を収集し、災害対策本部へ連絡するための中継機関です。
(大泉第二中学校 他20校)

「医療救護所」・・・医療救護資材を備蓄し、医療救護班等により、軽症者の応急処置を行う学校です。
(大泉南小学校 他9校)

「給水支援拠点」・・・給水施設周辺の指定された避難拠点で、給水施設・設備の「操作要員」として避難拠点要員を兼ねた要員が1名追加配置されている学校です。(23校)

●避難拠点での備蓄

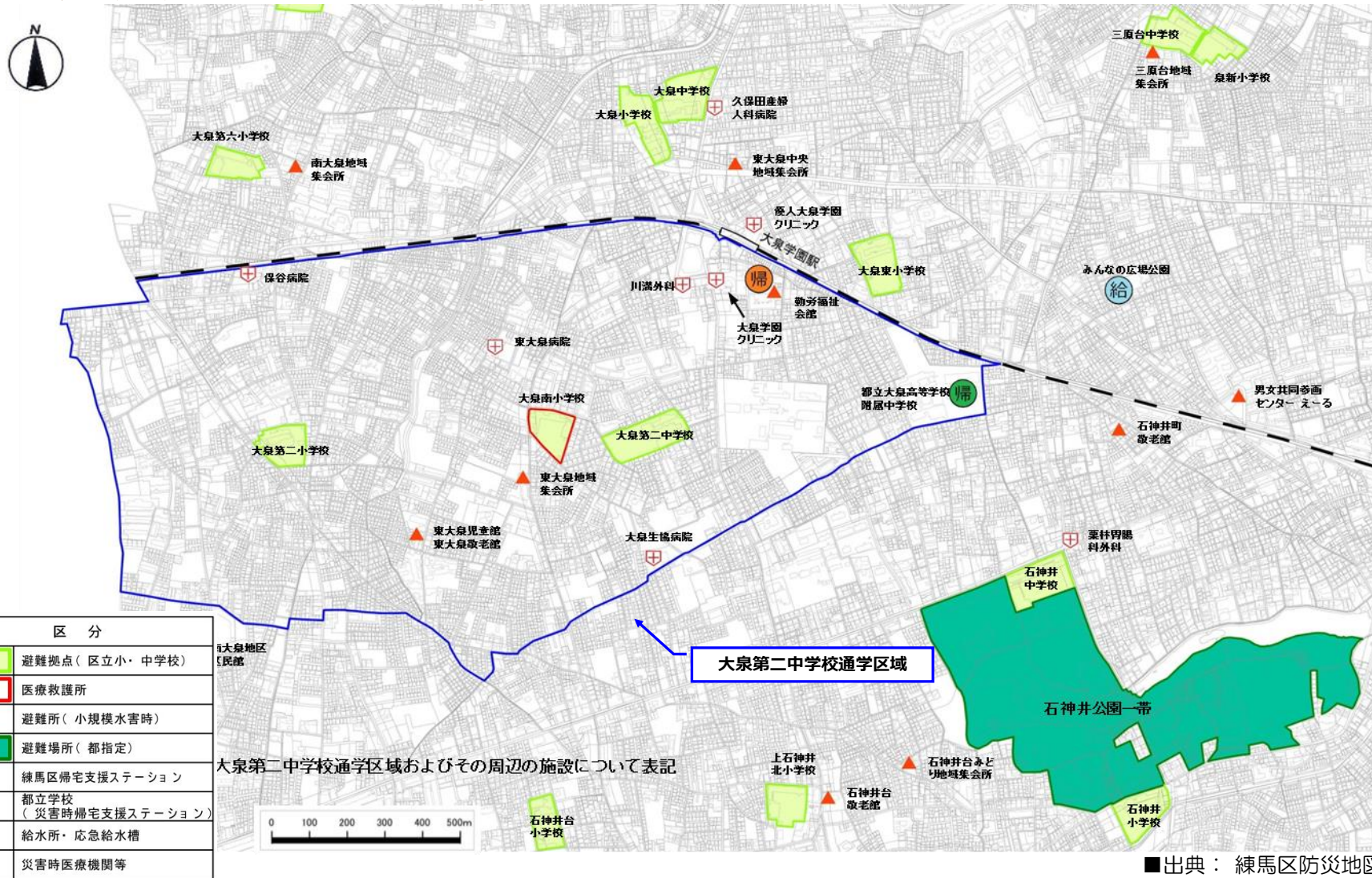
避難拠点では700人分の食料、飲料水を1日分備蓄しているほか、毛布や寝袋等の生活必需品、担架やガーゼ等の医療・衛生関係、かまどやスコップ等の資器材など55種類の物資を備蓄しています。

■避難場所

東京都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいい、「光が丘団地・光が丘公園一帯」、「石神井公園一帯」、「上石神井アパート一帯」等があります。

6 避難拠点等

大泉第二中学校学区周辺の避難拠点等は図のとおりです。



■ 出典：練馬区防災地図を編集